

商品概要説明書

ジャックスカードローン Cタイプ

2019年10月1日現在

商品名	ジャックスカードローン Cタイプ																	
ご利用いただける方	以下の全ての条件に適合する者とする。 ○一般向け (1)満20歳以上65歳未満 (2)安定継続した収入があること (3)当JAの営業エリア内に居住または勤務していること (4)過去に不渡り、延滞等がなく、(株)ジャックスの保証が受けられること																	
資金用途	原則として自由(但し、事業性資金は除く)																	
融資金額	極度額10万円以上300万円以下(10万円単位) ※主婦・パート・アルバイトについては貸越極度額20万円以内とする。																	
融資期間	(1)契約日から2年後の応当日の属する月の25日(休日の場合は翌営業日)までとする (2)契約者から解約の意思表示がなく、当JA及び(株)ジャックスがその信用状況について所定の点検を行った結果、契約更新に支障がないものと判断した場合は、さらに2年間延長するものとし、以後も同様とする (3)契約更新の年齢は65歳未満であること (4)当JAまたは(株)ジャックスが更新不相当と認めた場合は更新しない																	
融資形式	当座貸越																	
融資利率	変動金利とする お借入利率は、当JA所定の方法により見直しを行う お借入利率には、保証料を含む お借入利率は当JA所定の利率とする																	
返済方法	<p>(1)返済日は、毎月25日(休日の場合は翌営業日)とする (2)返済方法は、返済用貯金口座からの自動引落とする (3)毎月の返済日における利息徴求後の借入残高に応じ、以下の定額返済を行う。</p> <table border="1" data-bbox="466 1496 1410 1888"> <thead> <tr> <th>前月約定返済日現在の借入残高</th> <th>約定返済額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1万円未満</td> <td>前月約定返済日現在の借入残高</td> </tr> <tr> <td>1万円以上 50万円以下</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>50万円超 100万円以下</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>100万円超 150万円以下</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>150万円超 200万円以下</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>200万円超 250万円以下</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>250万円超 300万円以下</td> <td>60,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4)任意の増額返済も可とする。 但し、任意の増額返済が行われても、定額返済は行われるものとする。</p>		前月約定返済日現在の借入残高	約定返済額	1万円未満	前月約定返済日現在の借入残高	1万円以上 50万円以下	10,000円	50万円超 100万円以下	20,000円	100万円超 150万円以下	30,000円	150万円超 200万円以下	40,000円	200万円超 250万円以下	50,000円	250万円超 300万円以下	60,000円
前月約定返済日現在の借入残高	約定返済額																	
1万円未満	前月約定返済日現在の借入残高																	
1万円以上 50万円以下	10,000円																	
50万円超 100万円以下	20,000円																	
100万円超 150万円以下	30,000円																	
150万円超 200万円以下	40,000円																	
200万円超 250万円以下	50,000円																	
250万円超 300万円以下	60,000円																	
保証料率	貸出金利に含みます。																	
担保・連帯保証人	不要																	
苦情処理措置および	○苦情処理措置																	

<p>紛争解決措置の内容</p>	<p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本店信用部（電話：0237-55-0910）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合信用部またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>山形県弁護士会、仙台弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。）</p> <p>東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）</p> <p>第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）</p> <p>第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）</p> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。</p>
<p>その他</p>	<p>○お申込みに際しては、当JAおよびご利用の保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済の試算については、当JAの融資窓口までお問合せください。</p>

JAみちのく村山